

国民年金センター

異動があった場合の届け出
はお忘れなく！

新年度がスタートして、はや二カ月が経過しましたが、新しく就職・就学・転職された方も多いと思います。

国民年金では、生活スタイルが変わると、左の図のように年金種別も変わる場合がありますので、その際には忘れずに届け出をしてください。

- 学生や、会社などに勤めていない人が20歳になった。
- 会社を退職して自営業をはじめた。
- 会社を退職して無職になった。
- 配偶者が会社を退職して扶養からはずれた。
- 離婚して扶養からはずれた。
- 収入が130万円を超えて扶養からはずれた。

第1号被保険者
(自営業・農林漁業・学生・フリーター・無職の人など)
* 役場へ届け出をしてください。
届け出の際には、印鑑・年金手帳などが必要です。

会社などに就職して、職場の年金制度に加入した。

第2号被保険者
(職場の厚生年金や共済組合に加入している人)
* 会社(事業主)または共済組合などから届け出をします。

- 結婚して、配偶者(第2号被保険者)に扶養されることになった。
- 会社を退職して、配偶者(第2号被保険者)に扶養されることになった。
- 配偶者が就職し(第1号被保険者→第2号被保険者)扶養されることになった。
- 収入が減り、配偶者(第2号被保険者)に扶養されることになった。
- 配偶者が転職して別の会社に就職した、または配偶者の加入制度が変わった(厚生年金→共済組合など)。

第3号被保険者
(第2号被保険者に扶養されている配偶者)
* 配偶者の勤める会社(事業主)や共済組合などから届け出をします。

ねんきん定期便の一部(三十五歳通知)前倒しについて

現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくため、年金加入履歴などを通知する「ねんきん定期便」を平成二十年四月から実施することとしていますが、平成十九年三月から一部(三十五歳通知)を前倒しで実施することになりました。

【通知する方】

国民年金または厚生年金保険の被保険者期間があり、平成十九年四月以降に三十五歳に到達する方(老齢基礎年金を受給するためには、最低でも二十五歳の期間が必要です。これまで保険料を納めていなかった場合でも、三十五歳から六十歳までの間に継続して納めることにより、受給権を確保できるようになります。)

【通知しない方】

・ 国外に居住している方
・ 共済組合(国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員・私立学校教職員共済制度)加入のみの方

【通知内容】

誕生月の前々月時点における、年金加入履歴および国民年金保険料の納付月数、厚生年金保険の加入月数など

【送付時期】

三十五歳に到達する誕生月の前月末に、社会保険業務センターから送付対象本人あてに送付します。

※お問い合わせは「ねんきんダイヤル」0570-05

1165または、高知社会保険事務局幡多事務所へお問い合わせをお願いします。

休日・時間外の年金相談のお知らせ(六月)

【場所】

高知社会保険事務局幡多事務所

・ 六月九日(土)は、午前九時半から午後四時まで年金相談を行っています。

・ 六月十一日(月)は、午後七時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

○お問い合わせ

高知社会保険事務局幡多事務所
☎ 34-1616